

【談話】

参議院憲法審査会規程制定強行に抗議し、憲法をいかした震災復興を求めます

2011年5月19日

全日本教職員組合

書記長 今谷 賢二

5月18日、参議院本会議で、憲法審査会規程が賛成218、反対11(日本共産党・社民党など)で議決されました。委員会審議を省略して、いきなり本会議で多数をもって議決を強行したこの暴挙に、満身の怒りをもって抗議するものです。

憲法審査会は、4年前、改憲原案を審査し提出する機関として、国民投票法(以下、改憲手続法)に規定されました。当時の安倍政権は、慎重審議を求める国民の声を無視し、自民党などがめざす9条改憲のスケジュールにそって、改憲手続法を強行成立させました。しかし、その後、国民は自民党政治にノーの審判を下し、その結果、衆議院憲法審査会は規程の制定にとどまり参議院では規程もつくらせず、憲法審査会を始動させてきませんでした。

憲法審査会規程がないことで、国民の権利が侵害された事実はどこにもなく、「立法不作為」論は成り立ちません。そもそも、国民は憲法改正を求めているわけではありません。5月3日付朝日新聞の世論調査でも、憲法9条を「変えないほうがよい」59%、「変えるほうがよい」30%でした。この間、改憲勢力は執拗に改憲の機運を盛り上げようとしてきましたが、国民はそれをきっぱりと拒否し、今日まで、改憲勢力が主眼とする「9条改憲」は、どの世論調査でも少数です。

改憲手続法は、最低投票率をもうけない、公務員・教員の運動規制、金で憲法をねじまげると有料意見広告を自主規制に委ねるなど、重大な問題点をもつ欠陥法です。民主党は当時、この改憲手続法に反対し、衆議院審査会規程制定にも反対しました。にもかかわらず民主党は今回、衆議院とほとんど同じ内容の規程案を議運理事会に自ら提案し、本会議では討論にも立たず賛成しました。国民には理解できないことです。今回、民主党・菅政権は「ねじれ国会」をのりきるために自民党の要求を受け入れたともいわれています。憲法にかかわる問題を政権維持の具にすることなど許されません。

いま、未曾有の大震災と原発事故のもとで、政治がなすべきことは、党利党略によって国民が求めてもいない改憲を推進することではありません。個人の尊重を保障した憲法13条、生存権を保障した憲法25条をはじめ憲法を生かし、憲法の立場で、何よりも命とくらしを最優先に被災者を救援し、原子力災害の危険を除去し、生活再建と復興にむけてあらゆる手だてをつくし、全力をあげることです。

全教は、参議院憲法審査会規程議決の強行に重ねて抗議するとともに、憲法審査会の実質的な中身をつくらせず、始動させない世論とたたかいをさらに大きくすることをよびかけます。そして、「改憲反対、9条守れ、憲法を生かそう」の声がゆるぎない多数派となるよういっそう奮闘する決意です。